

## 平成31・令和元年度 北大阪労働基準協会支部事業計画

### I 基本方針

平成31・令和元(2019)年度の我が国経済は、各種政策の推進等により、雇用・所得環境が一層改善し、緩やかに拡大していくことが期待されています。ただし、通商問題の動向、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとされています。

大阪府内の労働環境では、雇用情勢は一層の改善が進んでいるが、違法な時間外労働等による労働関係法令違反や、長時間労働・過重労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しています。

このような環境の下、4月から働き方改革関連法が順次本格施行されています。

大阪労働局、北大阪労働基準監督署や公益社団法人大阪労働基準連合会（以下「本部」という。）と連携を図りながら、健康が確保され安全で安心な職場の実現に向け、労働基準法・労働安全衛生法等に基づく各種講習会等を積極的に開催することとします。

当支部では、引き続き経営環境を改善するための努力を行い、事業収入の確保及び経費の節減に努めて健全な経営を維持することにより、当支部の目的の実現に向けて事業を推進することとします。

### II 事業内容

#### 第1 労働者の安全と健康を確保するための事業

第13次労働災害防止計画、大阪労働局第13次労働災害防止推進計画、当該推進運動実施要綱、リスク“ゼロ”大阪推進運動等を、参考に

- 1 労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）第61条第1項による就業制限業務に係る技能講習の登録教習機関として、法定資格の付与のための技能講習の実施  
フォークリフト運転、玉掛け及びガス溶接技能講習を的確に実施する。
- 2 安衛法第59条第3項による就業制限に準ずる一定の危険有害業務に係る特別教育の実施  
動力プレス、クレーン運転、フルハーネス型墜落制止用器具、足場組立等、低圧電気、酸素欠乏等危険作業特別教育を的確に実施する。
- 3 安衛法等の法令及び通達等で定める安全衛生教育研修の実施  
安全衛生推進者・衛生推進者養成講習の外、安全管理者選任時研修、職長・安全衛生責任者教育、新入社員教育、熱中症予防教育、VDT作業従事者労働衛生教育等を的確に実施する。

- 4 労働災害防止の気運の醸成を図るための安全大会、労働衛生大会開催等の広報啓発の実施
  - (1) 全国安全週間の準備期間に、実施要綱説明会(北大阪安全大会)を開催する。
  - (2) 全国安全週間の安全大会として本部が開催する「平成 31 年度ゼロ災・大阪『リスク“ゼロ”大阪』推進大会への参加勧奨や広報活動に取り組む。
  - (3) 全国労働衛生週間の準備期間に、実施要綱説明会(北大阪労働衛生大会)を開催する。
  - (4) 本部が開催する「平成 31 年度 大阪・職場の健康づくりフォーラム～第 69 回全国労働衛生週間大阪大会」への参加勧奨や広報活動に取り組む。
  - (5) 第 78 回全国産業安全衛生大会が、本年 10 月 23 日から同月 25 日まで、京都市で開催されることから、連合会・協会等及び中央労働災害防止協会と連携して、参加勧奨や広報活動に取り組む。
- 5 第一種(第二種)衛生管理者受験準備講習の実施  
3 支部共催で年 3 回実施する。

## 第 2 労働条件の確保・改善のための事業

働き方改革実行計画、大阪働き方改革ロードマップ等を、参考に

- 1 労務管理基礎講習(基礎編)の実施  
新規労務・人事・総務担当者を対象に、労働関係法令の基礎と適正な労務管理に係る講習会を、本部と共催で実施する。
- 2 未熟練労働者(新入社員等)安全衛生教育の実施  
新入社員安全衛生教育(雇入れ時教育)を実施する。また、経験年数の浅い未熟練労働者(パート・アルバイト等を含む)を対象とした安全衛生教育を、3 支部共催で実施する。
- 3 管理監督者・労務担当者講習  
労働関係法令ほか管理監督者・労務担当者に必要な基本・最新の情報等についての講習会を 3 支部共催で実施する。
- 4 臨検監督対応セミナーの実施  
2 回開催で、第 1 回は、臨検監督・申告監督・司法処分等の概要を、第 2 回では、留意すべき労務管理のポイントや法令違反の場合の処分等について説明、本部と共催で実施する。
- 5 労働災害防止セミナー「ニュー 5 S」推進者講習の開催  
管理監督者等を対象に、労働災害防止の新しい考え方についての推進者養成講習を、本部と共催で実施する。
- 6 労務管理講習(向上編)【労働基準関係法令編】の実施  
管理監督者を対象として、最新の労働関係法や労働問題の現状を踏まえ、適正な労務管

理能力の向上を図る講習会を、本部と共催で実施する。

#### 7 労務管理講習(向上編)【労働安全衛生法令編】の実施

管理監督者を対象として、労働災害防止管理能力向上を図るため、最新の労働安全衛生関係法令や労働災害の現況と死亡災害事例等を踏まえた講習会を、本部と共催で実施する。

#### 8 労務管理講習(応用編)の実施

管理監督者を対象として、労働紛争への対応について適正な労務管理能力の向上を図る講習会を、本部と共催で実施する。

#### 9 パワハラ対策セミナーの開催

管理監督者等を対象に、職場のハラスメントの予防・解決対応力向上に向けた講習を、本部と共催で実施する。

#### 10 労働安全衛生法ポイントセミナーの開催

安全管理者、衛生管理者、作業主任者、作業指揮者等を対象に、製造業の労働災害防止のポイントについての講習を、本部と共催で実施する。

### 第3 適切な労災補償支援への事業

被災労働者について、労災保険による円滑・迅速・適正な補償が行われることが企業にとっても重要であることから、労災補償制度の理解促進のため、「労災保険実務セミナー」(全3回：初級編、中級編、上級編)を、本部と共催で実施する。

### 第4 周知・広報のための事業

#### 1 広報誌「基準月刊」の制作発行

「労基ニュース(支部)」「支部だより」を随時掲載する。

#### 2 支部機関紙(北おおさか)の製作発行

労働行政の方針、労働災害の動向、災害事例、法令の解釈等の情報を幅広く掲載する。

#### 3 支部ホームページでの的確な情報の発信

#### 4 大阪労働局が実施される「過労死等防止啓発月間・過重労働解消キャンペーン」(11月)等に積極的に参加し、広報・啓発活動を積極的に展開する。

### 第5 その他

#### 1 北大阪災害防止協議会活動で、危険性又は有害性等の調査及びこれに基づく措置、安全衛生パトロール等を実施して、事業場の安全管理体制確立等の助言指導を図り、地域の安全衛生管理活動の向上を図る。

#### 2 安全衛生教育等の充実、出張講習要請への積極的対応を図る。

#### 3 本部と密接に連携を図り、公益法人として適正な組織運営を行う。

- 4 本部と一体的な業務運営を行うことにより、業務の集中化・効率化を図り、財政基盤の強化を図る。
- 5 各種講習会・大会等を通じて会員の拡大を図る。
- 6 北大阪地域産業保健センターとの連携  
長時間労働者・高ストレス者への面接指導、メンタルヘルス対策等を地域産業保健センターと連携して推進する。